規程別紙2) CCDSサーティフィケーションプログラム_料金一覧

項目	説明	金額
申請手数料	申請手続きにおいて必要となる手数料。	一般会員:5万円/件 幹事会員・正会員:3万円/件
		①基本管理料:20万円(正会員・幹事会員は不要)
登録管理料		②個別管理料:売上に比例して算定(下記a~c参照) ⇒最低20万円 a)単体売価※ ⇒ 30万円未満 単体売価 × 0.2% × 販売予定台数 b)単体売価 ⇒ 30万円以上~50万円未満 600円 + {(単体売価-30万円)×0.1%} × 販売予定台数 c)単体売価 ⇒ 50万円以上~ 800円 × 販売予定台数 ※単体売価: ・メーカの場合には、メーカ販売価格(卸価格 or FOB(Free on Board=本船渡し)価格) ・輸入代理店の場合には、仕入れ価格 ※IoTサイバー保険について
		・販売後、1年間のIoTサイバー保険付帯(マーク取得後、3年以内に販売された製品が対象)
(複数年)	複数年登録の場合	同上(登録管理料の複数年分の料金)
CCDSサーティフィケーション 証明書(印刷版)発行費用	印刷されたCCDSサーティフィケーション証明書の 発行が必要な場合に発生する手数料。 (印刷された証明書・盾) ※電子版については、製品登録後、無償で発行。	1万円

IoTサイバー保険が付帯しない場合

項目	説明	金額
申請手数料	申請手続きにおいて必要となる手数料。	一般会員:5万円/件 幹事会員・正会員:3万円/件
登録管理料	制度維持に必要な登録管理料。	①基本管理料:20万円(正会員・幹事会員は不要)
		②個別管理料:20万円(申請初年度のみ発生)
CCDSサーティフィケーション	印刷されたCCDSサーティフィケーション証明書の 発行が必要な場合に発生する手数料。(印刷された 証明書・盾) ※電子版については、製品登録後、無償で発行。	1万円

CCDSサーティフィケーションプログラム 料金一覧 費用試算の例

申請企業の種別・製品の例

- 申請企業の種別:幹事会員
- ・申請する製品の単体売価=25,000円
- · 販売予定台数 = 10.000台

上記における費用試算例

例1)loT製品のケースA

- ①申請手数料の計算:30,000円(幹事会員)
- ②登録管理料の計算
- ・基本登録料:0円(CCDS会員のため)
- · 個体管理料:

[単体売価]25,000円 × 0.2% × [販売予定台数]10,000台

= 500,000円

③合計

[申請手数料]30,000円 + [登録管理料]500.000円 = 530,000円(税別)

※費用には消費税が加算されます。

申請企業の種別・製品の例

- 申請企業の種別:正会員
- ・申請する製品の単体売価=18,000円
- ・販売予定台数=500台

上記における費用試算例

- ①申請手数料の計算:30,000円(正会員)
- ②登録管理料の計算

例2)IoT製品のケースB

- ・基本登録料:0円(CCDS会員のため)
- · 個体管理料:

「単体売価]18,000円 × 0.2% × [販売予定台数]500台

=200,000円

※200,000円未満の場合の個体管理料は一律200,000円

③合計

[申請手数料]30,000円 + [登録管理料]200.000円 = 230,000円(税別)

※費用には消費税が加算されます。

申請企業の種別・製品の例

- ・申請企業の種別:幹事会員
- ・申請する製品の単体売価=12.000円 ※月額サブスクリプション費用の1年間合計
- ·販売予定台数=4800台

上記における費用試算例

①申請手数料の計算:30,000円

例3)loTサービスの場合

※レベル2(★★)の申請

- ②登録管理料の計算
- ・基本登録料:0円(CCDS会員のため)
- · 個体管理料:

[単体売価]12,000円 × 0.2% × [販売予定台数]4800台

=200,000円

※200,000円未満の場合の個体管理料は一律200,000円

③合計

[申請手数料]30,000円 + [登録管理料]200.000円 = 230,000円(税別)

※費用には消費税が加算されます。